

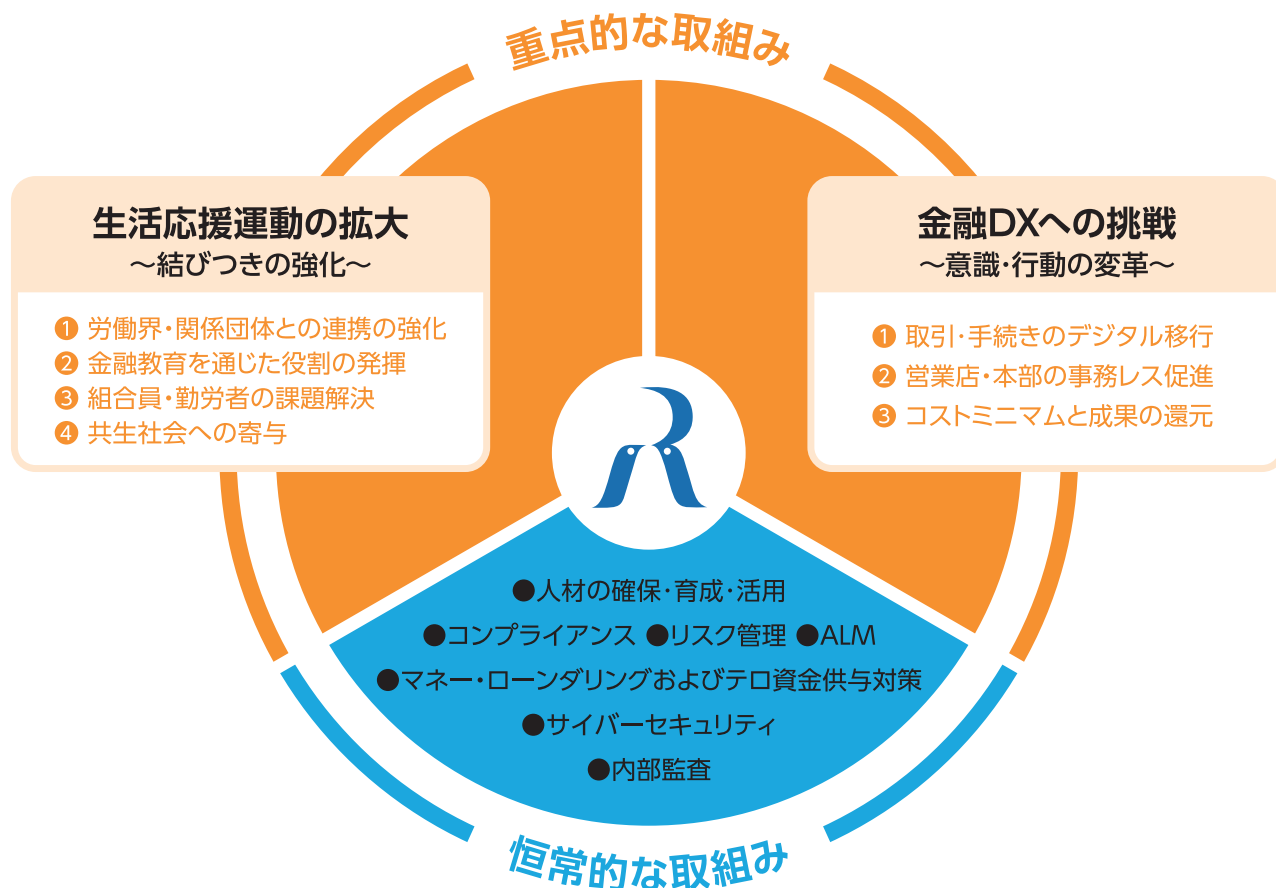
経営方針

第9次中期経営計画および2026年度事業計画

第9次中期経営計画(2024～2026年度)

基本方針
(コンセプト)

「会員との深いつながり」を何よりも大切にし、
「誰もがアクセスできる金融」をめざして挑戦します。



● 計数目標

当期純利益

2024年度
20億円以上

2025年度
20億円以上

2026年度
20億円以上

※計数目標は、経営環境や金利情勢等に応じて毎年度見直します。

2026年度事業計画における主な取組み

生活応援運動の拡大

① 労働界・関係団体との連携の強化

- 会員推進機構における展開**
組合員の生活向上に継続して取り組み、会員との信頼関係をこれまで以上に深めます。
- ナショナルセンター・産別組織への展開**
地区推進会議を起点に、地域の労働団体(労福協等)と連携し、運動の浸透・活性化を図ります。
- 関係団体への展開(外部団体・生協)**
新たな利用者層(生協組合員等)の獲得・拡大に向けた基盤を整備します。

② 金融教育を通じた役割の発揮

- 会員団体・企業への展開**
組合員の金融リテラシー向上に努めるとともに、取組みを契機とした会員等との繋がりや取引の深耕を図ります。
- 地域社会への展開**
教職員を対象とした金融教育の提案からスタートし、段階的に取組みを発展させます。

③ 組合員・勤労者の課題解決

- 各種預金等の推進**
積立定期預金や給与振込等の推進を通じて、若年層顧客のメイン取引利用につなげます。
退職後のお取引継続に向けたアプローチ等により、生涯取引・家族取引を推進し、預金残高の拡大を図ります。
スマホでの利用を基本とした通帳レス口座の拡大を図ります。
- 各種ローン等の推進**
主力ローン商品(住宅・ライフエール・スマートチョイス等)を中心に融資残高の拡大を図ります。
- 資産形成(NISA・iDeCo等)の推進**
お客さまのニーズ・意向を踏まえながら、金融商品の販売に取り組み、資産形成のサポートに努めます。

④ 共生社会への寄与

- 子ども支援の取組み**
会員推進機構とともに、「子ども支援」の社会貢献活動を行うNPO法人等への支援に向けて取り組みます。
- 社会貢献の取組み**
寄付先団体とコラボした企画等の実行など、話題性を喚起しながら取組みを継続・発展させていきます。

金融DXへの挑戦

① 取引・手続きのデジタル移行

- フルセルフの推進(デジタル化)**
WEB等で完結する取引・手続きの拡大および定着に取り組みます。
- セミセルフの推進(リアル・デジタル融合化)**
対面時における取引・手続きのシステム化を進め、コンサルティングや相談対応の充実を図ります。

② 営業店・本部の事務レス促進

- 営業店事務の削減・集約**
事務の大幅な削減(積極的なペーパーレス・印鑑レスの推進等)と本部集中化の拡大に取り組みます。
- 本部機能の拡充**
営業店のバックアップ等により注力できるよう、本部の定型事務・体制を見直します。

③ コストミニマムと成果の還元

- 必要資源の最適化**
収益力・コスト意識を高めるとともに、時代や環境変化を考慮した金融インフラの維持・整備等を進めます。
- 商品・サービスの向上**
商品・サービスの質を高めるとともに、ホームページ・SNS等を通じたお客さまとの接点の充実を図ります。
- 営業体制の充実**
事務の効率化(セルフ・集中化等)を踏まえ、段階的に人材のフロントシフトを進めます。
また、効果的な提案活動に向けたデータの利活用を進めます。

リスク管理態勢

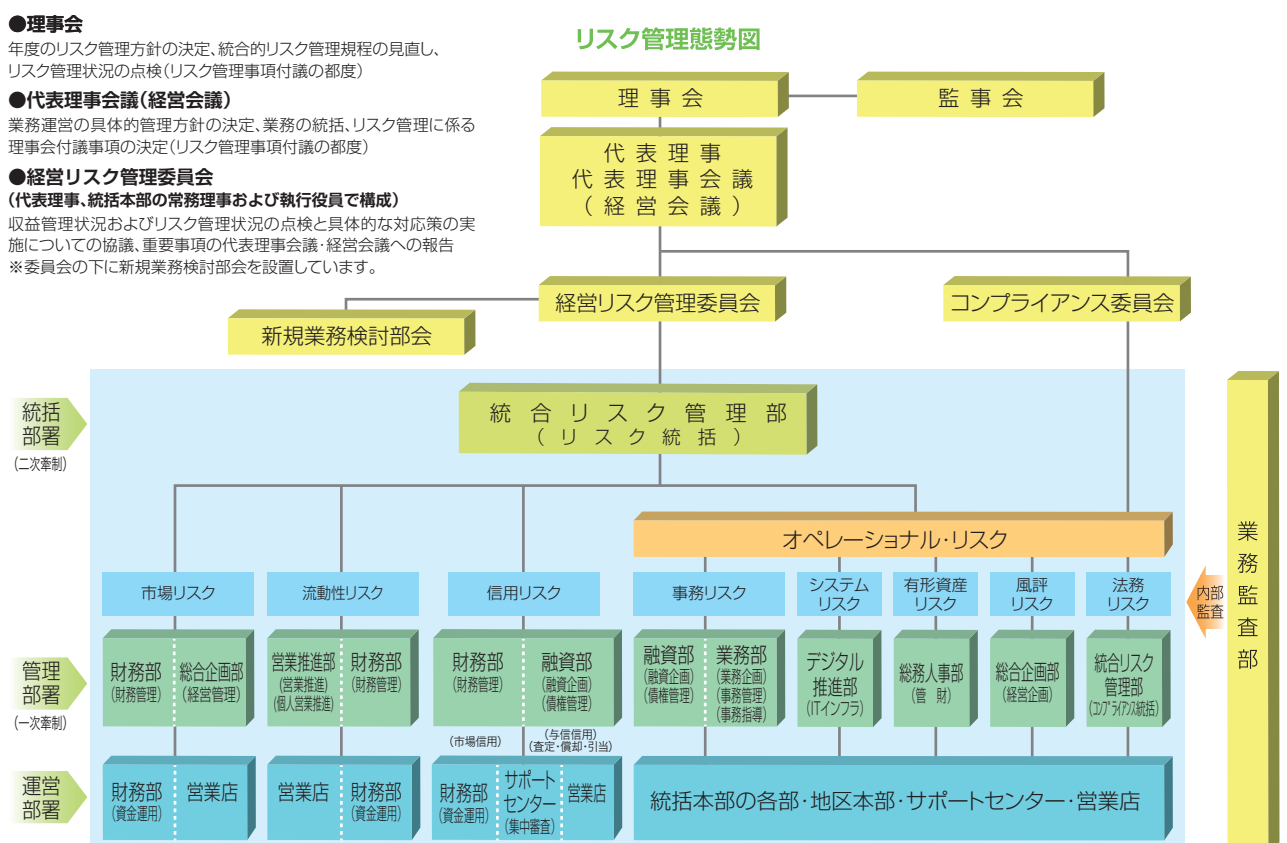
基本方針

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を経営の重点課題のひとつと位置づけ、基本的な方針として、理事会にて「リスク管理方針」を制定しています。

管理態勢

安定的な収益および財務の健全性を確保するため、「統合的リスク管理」を行っています。具体的には、想定される諸リスクに対し、各リスクに自己資本の一定額を割り当て、各リスクの特性に応じて質的または量的にリスクを計測・把握してリスクの程度を評価し、全体のリスクが当金庫の経営体力である自己資本の一定の範囲内に収まるように管理しています。

管理状況は、経営リスク管理委員会またはコンプライアンス委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。
また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるかを検証するストレステストを定期的の実施しています。



危機管理の取組み

自然災害やコンピュータシステムのトラブル、新たな感染症等の危機に対する基本的な管理態勢を「危機管理規程」に定めています。
危機発生の際には、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」に基づき、対策本部を設置して迅速に対応できる態勢を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、

必要最低限の業務を継続できるよう、「緊急時営業店業務継続マニュアル」を定めています。
また、大規模災害等の発生を想定した訓練の定期的な実施等により、危機管理態勢の強化に努めています。

各種リスクに対する取組み

信用リスク

貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスクへの対応として、与信業務の基本姿勢と原則を明示した「クレジットポリシー」を理事会で決定し、役員員に与信業務の指針として理解と遵守を促し、金庫内で徹底を図ることを通じて、会員および社会からの信頼の確立に努めています。
また、個別審査体制の強化や特定先への与信の集中の抑制等の取組みを通じ、リスク管理の強化に努めています。信用リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。
◇個別貸出案件の審査体制は、営業推進部門から独立した審査の専門部署として、本部に融資部を設置しています。
審査の専門部署では、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、審査担当職員の育成に努めており、営業店の裁裁権限を越える案件については、審査の専門部署が審査を行うなど厳正な対応に努めています。

◇特定先への与信の集中を防ぐため、業種別、与信先別に「与信の上限枠」を設定し、金庫全体の信用リスクを管理しています。
◇金融円滑化の促進が、お客さまの生活改善や融資先の業況改善に寄与し、信用リスク削減に資するものであることを踏まえ、貸付条件の変更等の相談に真摯に対応し、お申込みがあった場合、速やかに審査を行っています。
◇営業推進部門および審査部門から独立した資産査定専門部署が、定期的に貸出金および債務保証に係る見返り債権等の自己査定を行っています。
◇自己査定等で把握された問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権は、対応方針等を明確にして早期対応に努め、長期延滞の問題債権は、本部で集中的に管理しています。

◇有価証券など、信用リスクを有するその他の資産の取得にあたっては、余裕金等運用規則等を定め、信用格付機関が発表する格付や債券発行企業に関する各種の情報等を参考に、信用リスクの低減に努めています。

また、取得後も定期的な検証を行い、取得後の状況について追跡管理しています。

市場リスク

市場リスク管理規則等に基づき、余裕金運用の運営部署から分離した管理部署の設置等により、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。
◇テン・ベース・ポイント・バリュー（10BPV）、バリュー・アット・リスク（VaR）等の手法でリスク量（予想損失額）を計測し、計測結果を経営リスク管理委員会で毎月検証しています。

◇金融市場の変動に備え、余裕金運用におけるリスクを金利、為替、株式等の要因ごとに区分し、変動の動向をモニタリングしています。
◇リスク管理と収益管理の一体的な運営を強化するために、ALMシステムを活用して、資産・負債の総合管理機能の拡充を図っています。



10BPV

市場金利が0.1%（10ベースポイント）上昇したときに被る損失の現在価値を求める手法です。

VaR

市場金利等の変動によって将来生じる可能性のある最大損失額を統計的に求める手法です。

流動性リスク

流動性リスク管理規則や資金繰り管理細則等に基づき、業務運営上必要な資金フローに適切に対応できるように、運営部署が日次・月次・年次等の資金繰り管理を実施しています。
◇資金繰りの管理指標を定め、日次で検証しています。また、流動性リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で毎月検証しています。

◇円滑な資金繰りを実現するため、関係部署の役職員が参加する会議を週次で開催し、計画と実績の乖離を検証しながら、資金収支計画を見直しています。
◇危機管理として、緊急時現金供給規則を定め、営業店に対し現金を確実に供給する体制を整備しています。

オペレーショナル・リスク

◆事務リスク

オペレーショナル・リスク管理規則等で、事務処理手順や事務処理権限、事務管理方法等を明文化し、事務リスクの厳正な管理に努めています。
◇本部集合研修や営業店研修を実施し、職員の事務処理の習熟に努めています。また、オンラインシステムのチェック機能の活用等によって、事務の誤処理の発生防止に努めています。
◇事務に関する規程やマニュアルに基づく営業店指導を行い、事務の統一や厳正化、効率化を促進しています。
◇事務が正確でタイムリーに行われているかをチェックする内部検証（自店検査）を実施しています。また、事務リスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。

◆システムリスク

コンピュータシステムは、金庫業務の基幹となるインフラで、その安全性の確保は顧客情報の保護とともに、重要な課題です。
当金庫では、情報資産（情報と情報システム）の管理および保護の基本方針を明示した「セキュリティポリシー」を理事会で決定し、金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドラインを踏まえ、システムリスクの適切な管理に努めています。
◇情報資産管理規程等に基づき、運用マニュアル等を制定し、コンピュータ室への入室や情報資産への接続時の制限、重要データファイルの二重化、バックアップの取得等の対策を実施しています。
また、システムリスクの管理状況は、経営リスク管理委員会で定期的に検証しています。
◇当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。

同センターは、災害時等にも業務継続できるように、建物の地震対策や電源設備の停電・電圧低下対策等の災害対策を行っています。また、万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

◇高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（シーサート。Computer Security Incident Response Team）態勢を労金業態全体で構築しています。

◆有形資産リスク

自然災害や人的災害等による有形資産の毀損や損害を防ぐため、有形固定資産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の状況を踏まえた防災・防犯対策を実施しています。

◆風評リスク

評判の悪化や風説の流布等による当金庫の信用力の低下を防ぐため、リスクの規模・性質に応じた適切な対応を講じて、風評リスク顕在化の未然防止に努めています。

また、万一発生した場合に備え、本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

◆法務リスク

法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等の不備による損害を防ぐため、契約の締結、商品サービスの発売にあたって、リーガルチェックを適正に実施しています。

また、リスクの管理状況や、部門および業務別のリスクの所在を分析し、コンプライアンス委員会で定期的に検証しています。



●信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクが「信用リスク」です。「信用リスク」には、貸出等を行うことにより生じる「与信信用リスク」、市場取引にともない保有する債券等が発生する「市場信用リスク」があります。

●市場リスク

金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

●流動性リスク

運用と調達の間隔のミスマッチや予期しない資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）が「流動性リスク」です。

●オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下の5つのリスクに区分して管理しています。

○事務リスク

金融機関ではさまざまな業務を展開するなかで、現金、手形、証書等の重要物を取り扱っています。日常これらに接する当金庫の役職員が正確な事務を怠る、もしくは法令および規程等を逸脱した行為により事故または不正を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

○システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システム等のさまざまなコンピュータ管理を行っています。このコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等の障害、システムの不備、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃により損失を被るリスクが「システムリスク」です。

○有形資産リスク

自然災害や人的災害等に起因する有形資産の毀損、あるいは業務復旧のためのコストが発生することにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

○風評リスク

評判の悪化や風説の流布等に起因する金庫の信用力の低下により、顧客、利益および市場競争力を喪失するリスクが「風評リスク」です。

○法務リスク

法令、契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等に不備があることにより損失を被るリスクが「法務リスク」です。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

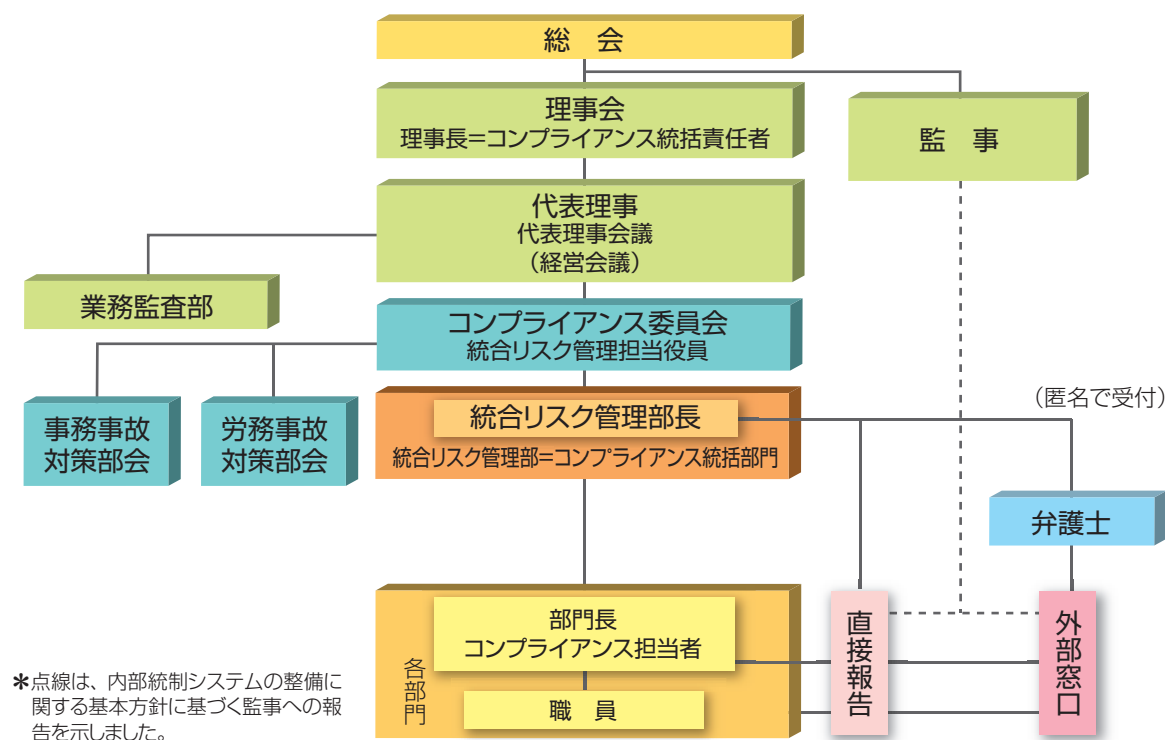
法令等遵守(コンプライアンス)の基本姿勢

当金庫では、コンプライアンスを単に法令を遵守することだけでなく、当金庫の規程類、社会的規範を遵守することおよび社会的要請に応答あるいは適応することと捉え、実践に努めています。

当金庫は、福祉金融機関としての社会的責任と公共的

使命を果たし、お客さまに選択される金融機関であるために、第9次中期経営計画の取組項目のひとつとしてコンプライアンス態勢の強化を掲げ、法令等遵守に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢図



法令等遵守の取組み

コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの制定

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針として「法令等遵守方針」を定めるとともに、「法令等遵守規程」を制定しています。また、コンプライアンスに関する手引書として、関連する方針や規程、違反行為等を発見した場合の対処方法等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。また、倫理カードを作成し、コンプライアンスに関する判断の参考となるよう全役職員に配布しています。

役員は、法令等遵守を率先垂範し、全職員に周知徹底しています。職員は、コンプライアンス研修等により、日常的に法令等遵守意識の醸成に努めています。

また、コンプライアンスを実現するための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、諸施策を実施しています。

法令等遵守態勢の整備

「コンプライアンス・プログラム」の実施状況やコンプライアンスに関する重要事項等を協議するため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

また、法令等遵守の状況を日常的に監視するため、全営業店や本部各部門にコンプライアンス担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は、コンプライアンスを統括する統合リスク管理部と連携して、法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

万一、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、当該部門から報告を受けた統合リスク管理部長を通じて役員に報告を行う体制を整備しています。また、違反行為等の発見者が、直接、統合リスク管理部長や常勤監事および外部に設置する通報窓口(弁護士)に報告できる制度を整備しています。

反社会的勢力の排除

「反社会的勢力に対する基本方針」を制定して、反社会的勢力との関係を排除することを金庫内外に宣言しています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会

的勢力への対応手順について全職員に周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与対策および顧客の受入に係る方針」のもと、統合

リスク管理担当役員をマネロン・テロ資金供与対策担当役員に任命し、年度ごとに策定する「マネロン・テロ資金供与対策計画」に沿って、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与対策および顧客の受入に係る方針

1.目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます）への対策ならびに特殊詐欺等あらゆる金融犯罪への対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、関係法令等を遵守することはもとより、全役職員の共通認識の下で、対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とします。

2.態勢の整備

経営陣の主導的な関与のもと、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン・テロ資金供与とリスクへの対策をはじめ金融犯罪への対策を、金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

3.リスクの特定・評価・低減

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にもとづき、マネロン・テロ資金供与とリスクを適切に特定・評価し、リスクに見合った低減策を講じます。

4.マネロン・テロ資金供与対策の実施

当金庫は、リスク低減策にのっとり、受入れ時の取引時確認を適切に実施のうえお取引の可否を判断するとともに、以後の各段階において、取引時確認・取引モニタリング等を適切に実施し、個々のお客さまの状況やその行う取引のリスクの大きさに応じ、継続的な顧客管理を行います。必要な情報の提供を受けられないなど、適切な顧客管理を実施できないと判断した場合は、取引の一部制限や謝絶などの措置を講じることがあります。

5.金融犯罪対策の実施

当金庫は、特殊詐欺をはじめとする金融犯罪が複雑化・巧妙化し、マネロン・テロ資金供与等と不可分となっていることを踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策と一体的に金融犯罪に関するお客さま周知、不正利用取引の遮断などの金融犯罪対策を実施します。対策の実施にあたっては、警察など関係機関と連携します。

6.経済制裁および資産凍結の措置

当金庫は、国内外の法令等にもとづき、経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結などの措置を適切に実施します。

7.疑わしい取引の届出

当金庫は、疑わしい取引を適切に検知する態勢を整備し、検知したときは、直ちに当局に届出を行います。

8.研修等の実施

当金庫は、役職員へのマネロン・テロ資金供与対策の浸透を念頭に、必要な研修を定期的実施します。

9.取組状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する取組状況と有効性を検証し、継続的な態勢整備に努めます。

以 上

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理態勢の整備

当金庫は、お客さまを保護し利便の向上を図るための管理方針として「お客さま保護等に関する管理方針」を制定しています。その方針に基づき、顧客保護等管理規程およびその具体的な運用規程類を制定し、顧客保護等管理態勢を整備しています。

また、「コンプライアンス・プログラム」の重点取組みを通じて顧客保護に関する態勢の強化を図っています。コンプライアンス委員会で、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況や顧客保護に関する重要事項等を協議し、顧客保護等管理態勢のいっそうの改善に努めています。

顧客保護の意識の醸成

お客さまからのご相談、ご要望に対して迅速かつ適切にお応えするため、日常的に「顧客保護」の意識の醸成に取り組むほか、研修を通じて幅広い知識の習得や相談能力の向上に努めています。

また、お客さまの情報を適切に取り扱うため、あらゆる機会を通じて「顧客情報の保護」についての意識を高めるとともに、お客さまの情報を取り扱うためのマニュアルを定めています。

お客さま保護等に関する管理方針

当金庫は、お客さまの資産、情報、利益を適切に保護し、利便の向上をはかるために、法令やルールならびに以下に定める事項を遵守し、継続的な取組みを行ってまいります。

1.お客さまへの説明について

お客さまに対して、金融商品やサービス等をご提供する場合は、金融商品勧誘方針、保険の募集指針等の庫内規定に基づき、お客さまの知識やご経験に配慮し、ご資産の状況やご利用目的等に応じた説明と情報提供を適切かつ十分に行います。

2.お客さまサポート等について

お客さまからのご相談や苦情等については、庫内規定に基づき、誠実かつ適切に対応し、ご理解と信頼を得られるよう努めます。

3.お客さま情報の管理について

お客さまに関する情報については、プライバシーポリシー等の庫内規定に基づき、適法かつ公正な手段によってお預かりし、法令で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供や開示は行いません。また、お預かりし

た情報は、適切な対策を講じて、安全に管理いたします。

4.外部委託管理について

当金庫の業務を外部業者に委託するにあたっては、庫内規定に基づき、お客さまへの対応や情報の管理が適切に行われるよう、委託先の管理に努めます。

5.利益相反管理について

当金庫が行う取引にともないお客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反管理方針等の庫内規定に基づき、当金庫とお客さまの間、当金庫のお客さま相互間の利益相反の適切な管理に努めます。

6.本方針における用語について

(1)お客さまの範囲

本方針において、「お客さま」とは、当金庫の現在および今後ご利用予定の会員等の団体および個人をいいます。

(2)業務の範囲

お客さま保護の必要性のある業務は、当金庫との間で行われる、預金、融資、為替取引、国債・投資信託等の販売・募集等のすべての取引に関する業務です。

プライバシーポリシー

近畿労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」のお取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に定めます。

1.個人情報の取得について

当金庫は、お客さまなどのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

2.個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、当金庫のホームページに掲載している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて適切に利用いたします。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する労働組合等(会員団体)との間で締結した覚書に基づき、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報のお取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報に安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令等で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者へ提供・開示はいたしません。

3.安全管理措置について

当金庫は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人データを取り扱う従業員や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。個人データの安全管理措置に関しては、別途「個人情報保護規程」および「情報資産管理規程」において具体的に定めておりますが、その主な内容は以下のとおりです。

(個人情報保護指針の策定)

・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等について本指針(個人情報保護指針)を策定しています。

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

・取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」を策定しています。

(組織的安全管理措置)

・個人データの取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報保護規程に違反している事実または

兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しています。

・個人データのお取扱いについて、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

(人的安全管理措置)

・個人データのお取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。

・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(物理的安全管理措置)

・個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(技術的安全管理措置)

・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

4.個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口(下記に記載のお問合せ先)までご連絡ください。

5.個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客さまの個人情報適正に取り扱われるよう、従業員への教育を徹底し、適正なお取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを随時見直し、改善いたします。

6.個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。

7.お問合せ先

当金庫の個人情報のお取扱いおよび安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問合せにつきましては、お取引店または下記の窓口にお申し出ください。

《近畿労働金庫 お客さまセンター》

電話番号 0120-191-968

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00

(祝日、12月31日～1月3日は除く)

「保険募集指針」「共済募集指針」「利益相反管理方針」「反社会的勢力に対する基本方針」「金融円滑化に関する基本方針」「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

近畿労働金庫の「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

近畿労働金庫は、今般、「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1.「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」の策定・公表

- 近畿労働金庫（以下、当金庫）はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」（以下、本方針）を策定します。
- 本方針および本方針にかかる取組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載・公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。
- （注）本方針において、「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方（利用を終了したお客さまを含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

2.お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた適切なアドバイスと、良質な金融サービスを提供する取組みを行います。
- 当金庫は、投資信託の販売・推奨等において「中長期分散投資」を軸とした資産運用提案を行い、お客さまの資産形成を図ります。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ・投資信託の平均保有期間推移
- ・投資信託の純資産残高推移
- ・投資信託販売の上位商品
- ・投資信託の運用損益別顧客比率
- ・投資信託預かり残高上位20銘柄のコスト・リスク・リターン

3.利益相反を適切に管理する取組み

- 当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- ろうきん業態では、同一グループ内に運用会社・保険会社はありませんので、商品の選定にあたり利益相反は発生しません。商品の選定については、業態の中央機関である労働金庫連合会において、基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視し、当金庫の受け取る手数料（利益）の多寡を商品選定の判断基準から除外したうえで、多様なニーズに応えるための商品ラインアップを整備しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ・利益相反管理方針
- ・投資信託商品のラインアップ

4.手数料等にかかる情報提供の取組み

- 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託にかかる手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう投資信託ラインアップ等の資料を作成するなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ・ファンド一覧（ホームページ掲載）

5.お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- 当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスの商品性やリスクについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんのiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなどについて詳しく説明しています。

■本方針にかかる取組状況

当金庫の取組状況について、本方針にかかる成果指標（KPI）をホームページへ年1回公表しています。

成果指標（KPI）のうち、当金庫にて投資信託をご購入いただいたお客さまの「運用損益別顧客比率」は、右グラフのとおりです。この指標では、ご購入時からどれくらいの運用損益（手数料控除後）が生じているかについて基準日時点で算出し、お客さまの割合を表しています。

運用損益率がプラス（0%以上）の顧客比率は89.6%となりました。

- 当金庫が取り扱う投資信託は、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ（注）形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
- （注）ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。
- 当金庫は、お客さまの取引経験や金融知識を考慮のうえ、誤解を招くことのない誠実な情報提供を行っています。投資信託の受付においては専用のシステム（預かり資産販売支援システム）を活用し、法令を遵守した販売フローを構築しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ・預かり資産販売支援システム利用率

6.お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況やライフプラン、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。
- 当金庫は、投資信託をはじめとした金融商品の販売・推奨等にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合はその商品との比較も含め、お客さま一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実にいたします。
- 当金庫は、金融商品の販売・推奨等にあたり適合性の確認を確実に実施します。特に、ご高齢のお客さまの取引については、その推奨および販売などが適当か、より慎重な確認を行います。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針は、ホームページ等に掲載し、公表しています。
- 当金庫は、金融商品の販売を担当する職員への研修を定期的に実施し、商品の仕組みや本方針の趣旨等について理解を深めるよう努めるとともに、お客さまに金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を行います。
- 当金庫は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客さまの属性や反応等（個人情報を除く）を金融商品の組成に携わる金融事業者へ情報提供し、製販全体としてお客さまの最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に努めます。
- 当金庫は、プロダクトガバナンスの実効性を確保するため、金融商品の組成に携わる金融事業者において、どのような取組みを実施しているかの把握に努め、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、商品ラインアップ等の整備を行います。
- 当金庫は、「金融商品の組成に携わる金融事業者」に該当しません。

【この方針の取組み成果を表す指標】

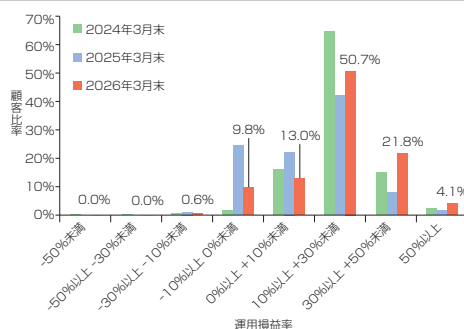
- ・投資信託販売に占める積立投信の割合
- ・金融商品にかかる職員研修の実施状況
- ・お客さま向けセミナーの開催状況

7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- ろうきん業態では、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」の職員への定着とその実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において「理念研修」を実施しており、全国のろうきん職員が参加しています。当金庫においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮にかかる研修等を人材教育体系の中で実施しています。
- 当金庫では、お客さまに最適なアドバイスと情報提供ができるよう、職員のスキルアップを図っています。
- 当金庫は、本方針が定めている、お客さま本位の良質なサービスの提供を実現するため、各種研修を通じた人材育成に取り組んでいます。そのうえで、本方針に基づく取組み状況（成果指標）を定期的に職員に周知しています。
- 職員の人事制度には、お客さまの生活向上に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

【この方針の取組み成果を表す指標】

- ・「ろうきんの理念」にかかる職員研修の実施状況
- ・資格取得職員数・保有率



金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、会員ならびにお客さま各位に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1.会員ならびにお客さま各位のご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- 2.会員ならびにお客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- 3.会員ならびにお客さま各位にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 4.本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

■不正な払戻し等の被害の未然防止対応

当金庫では、偽造・盗難カードによる不正な払戻し等の被害を未然に防止するため、次の対策などを行っています。

- 1.覗き見防止策として、ATM画面上に「覗き見防止フィルム」の貼付やATMに「後方確認ミラー」を設置して、セキュリティを強化しています。
- 2.セキュリティ強化策として、ATMなどのお支払限度額を、磁気ストライプカードは1日あたり最大50万円としています。また、当金庫のATMや窓口で、お支払限度額をさらに減額できます。
- 3.暗証番号の管理策として、ポスターやホームページ、各種印刷物等により、生年月日・電話番号や自動車のナンバーなどの類推されやすい暗証番号をご使用される危険性についてご案内しています。
また、当金庫のATMを使用して、暗証番号が変更できる機能があります。
- 4.ATMなどへの不正な機器設置防止策として、暗証番号の盗撮用カメラやスキミング装置などの設置がないか、定期的な点検を実施しています。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの未然防止対応

当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害を未然に防止するため、次の対策などを行っています。

- 1.ログインパスワードの入力は、画面上に表示されたキーボード（ソフトウェアキーボード）をマウスでクリックする方式を採用しています。パソコンのキーボードで入力しないため、キーロガーと呼ばれるキーボード入力情報を盗み取るスパイウェアからパスワードを守ります。
- 2.第三者による不正利用を防止するため、パスワード（ログインパスワード、ワンタイムパスワード、確認用パスワード（団体向け））の入力や届出電話番号認証など、複数の認証方法を組み合わせた本人確認を実施しています。
- 3.振込取引などを受付した場合は、ワンタイムパスワードを使用して確認しています。また、お客さまが登録したメールアドレス宛に確認メールを送信しています。
- 4.ATMなどでキャッシュカード取引が行われた場合は、お客さまが登録したメールアドレス宛に取引内容をお知らせする通知メールサービスをご利用いただけます。
- 5.ログインしたまま離席するなど、一定時間操作がない場合には自動的にログアウトし、第三者による不正操作を防ぐよう配慮しています。
- 6.普段と異なる利用状況の場合、お客さまご本人の利用であることを確認するため、「合言葉（事前にご登録いただいた質問に対する回答）」による追加認証を行います。
- 7.「スパイウェア」や「フィッシング詐欺」等のインターネット犯罪への対策としてセキュリティソフト（saat netizen）（無料）をご利用いただけます。
- 8.フィッシング詐欺への対策として、ウェブサイトの証明書である「EV SSL証明書」を採用してセキュリティの強化を行っています。
- 9.なりすまし等の第三者による不正ログイン防止対策として、電子証明書によるログイン方式をご利用いただけます。（団体向け）

■振り込め詐欺等の金融犯罪への対応

- 1.振り込め詐欺等の被害を未然に防止するため、ホームページへの掲載、ATMコーナーへのポスターの掲示、Eメールやろうきんアプリによるお知らせ、職員によるお声かけなど、お客さまに対する注意喚起を行っています。また、ATMコーナーでは携帯電話の通話をご遠慮いただいています。
- 2.一定の条件（年齢、金額、過去のATMの利用状況など）のもと、条件に該当するお客さまのATMでのお振込を一部制限しています。
- 3.ATMやインターネットバンキングの取引状況を監視し、不正な取引の可能性があると考えられる場合、必要に応じて当金庫からお客さまへの連絡や取引の制限を行っています。
- 4.インターネットバンキング、盗難通帳、偽造・盗難カードによる不正な払戻しの被害に遭われた場合は、当金庫規定に基づいた被害補償を行っています。
- 5.「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行）に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けしています。

振り込め詐欺救済法に関するお問合せ窓口

近畿労働金庫お客さまセンター

電話番号：0120-191-968 受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00（祝日、12月31日～1月3日は除く）

お客さまからのお申し出への対応(金融ADR制度への対応)

お客さまからのお申し出の受付窓口として「お客さまセンター」を設置し、迅速かついいねいな対応ができるよう体制を整備しています。

また、当金庫は、以下の苦情処理措置および紛争解決措置を設けています。

①苦情処理措置

当金庫は、お客さまからのお申し出に適切に対応するため、庫内体制を整備し、その概要を当金庫のホームページで公表しています。

相談・苦情等は、各営業店(34、35ページをご参照ください。)のほか、以下のお客さまセンター、ろうきん相談所にお申し出ください。

<近畿労働金庫 お客さまセンター>

電話番号:0120-191-968

受付時間:月曜～金曜 9:00～18:00

(祝日、12月31日～1月3日は除く)

<全国労働金庫協会 ろうきん相談所>

電話番号:0120-177-288

受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00

(祝日、12月31日～1月3日は除く)

住 所:〒101-0047 東京都千代田区内神田
1-13-4

②紛争解決措置

お客さまからのお申し出については、当金庫が誠実に対応いたしますが、ご納得いただける解決に至らず、外部機関を利用して解決を図りたい旨のお申し出をいただいた場合、以下の紛争解決機関をご案内いたします。

<公益社団法人 民間総合調停センター>

電話番号:06-6364-7644

受付時間:月曜～金曜(祝日、12月31日～1月3日は除く)

9:00～12:00 13:00～17:00

住 所:〒530-0047 大阪市北区西天満

1-12-5大阪弁護士会館1階

<東京三弁護士会>

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 時 間	月曜～金曜(祝日、 年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	月曜～金曜(祝日、 年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月曜～金曜(祝日、 年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

監査態勢

監事による監査の実施

監事は、会員の負託を受けた独立の機関として、監事会で策定した監査方針および監査計画に基づき、理事等(常務執行役員・執行役員を含む)の職務の執行を監査していますが、その一環として法令等遵守態勢を含む金庫の内部統制システムの整備および運用状況を監視・検証しています。

主な活動として、監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、統括本部および営業店において業務や財産の状況を調査しているとともに、業務監査部門や会計監査人等と連携して、事業状況など経営全般の把握に努めています。

監査活動の結果は、半期単位を基本に理事会に報告して活動の可視化と情報の共有化を行っています。

また、子会社((株)ろうきんビジネスサポート)については、必要に応じて事業の報告を受けています。

内部監査部門による監査の実施

他の部門から独立した内部監査部門(業務監査部)が、子会社を含む全部門・全業務を対象に、内部管理態勢を含む内部統制の適切性および有効性を検証しています。

本部監査は、必須テーマである資産査定(貸出金、有

価証券、その他資産)、財務諸表の正確性に加え、本部固有業務のリスク・アセスメントを実施し、融資部および統合リスク管理部への部門別監査、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢にかかるテーマ別監査、(株)ろうきんビジネスサポート(子会社)を対象とした関連会社監査を実施しました。

営業店監査は、34店に総合監査、19店に部分監査を実施しました。

これらの監査において不備・不適事項が発見された場合は、リスクに応じて改善報告を求め、改善状況をモニタリングするとともに、監査結果が不芳であった営業店については、改善措置内部監査(フォローアップ監査)を実施しました。また、監査結果情報は、本部関係部署と共有し、内部管理態勢の改善に向けた主管部による具体的な改善対応を実施しました。

監査結果は四半期ごとに理事会等へ報告しました。

監査法人による監査の実施

当金庫では、経営の健全性、社会的信用のさらなる向上のため、2008年の総会で「法定監査制度」に移行しました。

2025年度の会計監査結果として、監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人より、適正であるとの監査報告書が提出されています。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当金庫は、2006年7月26日の第103回理事会において、労働金庫法および労働金庫法施行規則に基づき、以下のとおり当金庫の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備することを決議しました。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、将来的なリスクの発生および運用実態等に合わせ、必要に応じて見直すこととし、2026年4月24日の第360回理事会においては、2025年度の運用状況等を確認しました。今後も継続的に点検・整備を進め、実効性の確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事会は、理事会規程に基づき、原則として月1回開催する。理事会は、理事間の意思疎通を促進し、重要事項を決定し、理事の職務執行を監督する。
- (2) 理事会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程をはじめ、コンプライアンス態勢にかかる規程類を定め、法令および定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築する。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。
- (3) コンプライアンスの取組みは、事業年度ごとに理事会でコンプライアンス・プログラムを決定して実施する。コンプライアンス態勢の充実と強化をはかるために、統合リスク管理部は、組織横断的に統括する。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議と決定を行う。
- 業務監査部は、独立して、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に理事会に報告する。
- (4) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を構築し、運営する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 文書管理は、主管部署を定め、理事会規程ならびに経営会議規程にしたがい、理事の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。その他の理事を裁決者とする稟議事項は、稟議取扱規則に従って記録し、保存する。重要文書に係る事項は文書管理要領に規定する。
- (2) 理事および監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業に伴うリスクは、統合的リスク管理規程に基づき、信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して管理する。それぞれのリスクにかかる規程類や方針は、管理部門において立案され、理事会が制定および改廃し、役職員へ周知する。統合リスク管理部は、リスク状況を組織横断的に監視し、金庫としての対応を統括する。
- (2) 理事会は、事業年度ごとに内部監査計画を決定し、業務監査部は、監査結果を定期的に理事会に報告する。
- (3) 事業の重大な危機は危機管理規程に基づき対応する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、理事会規程等の経営に関する基本規程類を定め、これらの規程類等に従い、以下の意思決定を円滑に進める体制を確保する。
 - ア. 中期経営計画および年度事業計画の策定と執行・管理
 - イ. 経営管理のための規程類の整備等を含む体制（理事会・経営会議等）の構築と運用・管理
 - ウ. 職務分掌および権限ならびに指揮命令系統の整備と運用・管理
- (2) 理事会は、代表理事職務権限規程および執行役員規程に基づき、金庫運営および業務遂行上必要な範囲で、経営意思決定機能を代表理事に、業務執行機能を常務理事、常務執行役員および執行役員にそれぞれ委任して、職務執行の効率性と実効性を確保する。

5. 当金庫の職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事会は、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムおよびその他コンプライアンス態勢にかかる規程類を定め、法令および定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 全部署に配置したコンプライアンス担当者は、日常業務の中でコンプライアンスの徹底を図るとともに、その状況をモニタリングする。

6. 当金庫およびその子会社からなる当金庫グループ（以下「当金庫グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制

- (1) 理事会は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を構築し、その管理部署を総合企画部とする。
- (2) 総合企画部は、この内部統制基本方針に定める1から5の適用を含めた当金庫グループの内部統制の実効性を高める施策を実施し、子会社に対する必要な指導および支援を実施する。さらに、当金庫グループでの内部統制に関する協議、情報の共有化、子会社に対する指示や要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- (3) 業務監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。

7. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制を確保できるものとする。
- (2) 前項の体制を確保するため、理事長は監事と協議の上、必要な人員を配置する。

8. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の理事等からの独立性に関する事項

- (1) 補助職員は、業務監査に必要な命令を監事より受領し、その命令に関して、理事または部門長などの指揮命令を受けない。
- (2) 補助職員の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監事の同意を得るものとする。

9. 当金庫の監事の補助職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当金庫は、補助職員へ監査の補助に必要な知識および能力を備える機会を保証する。
- (2) 当金庫は、補助職員へ監査の補助に必要な調査および情報収集の権限を付与する。

10. 当金庫の理事、職員および子会社の役職員が当金庫の監事に報告するための体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事会は、法定事項に加え、当金庫に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備する。
- (2) 当金庫に重大な影響を及ぼす事項に関する報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、理事長が監事との協議により決定する。
- (3) 内部監査状況および内部通報状況は、関連する規程類に基づき、監事に報告する。
- (4) 子会社の役職員からの当金庫の監事への報告は、当金庫の子会社の役職員から報告を受けた当金庫の者が行うものとする。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、内部通報制度の規定に基づいて報告または通報を行ったことを理由とするいさいの不利な取扱いを禁止する。

12. 当金庫の監事の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当金庫は、監事が職務執行の費用を請求したときは、その請求の正当性を認めない場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 理事は、監事が職務執行のため必要と認める費用をあらかじめ予算として計上する。また、監事は、緊急または臨時に支出した費用を、事後、当金庫に請求することができる。

13. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当金庫は、監事の監査が実効的に行われるために、会計監査人および業務監査部と定例的に協議する機会を確保する。
- (2) 理事会は、監査の必要に応じて、監事が専門の弁護士や公認会計士等の専門家と協議し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを強化するため、2019年3月1日、「ろうきんSDGs行動指針」を策定・公表しました。

SDGsのスローガンである「誰ひとり取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念と合致するものです。

〈ろうきん〉では、ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割発揮とSDGsの達成に取り組んでいきます。

ろうきんSDGs行動指針 ～2019年3月～

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

当金庫では、推しのNPOプロジェクトや教育ローン de 子育て応援プロジェクト、社会貢献預金による取組み、さらには社会的事業融資等により、会員や勤労者が直面する社会課題の解決に寄与することを通して、SDGsの達成に取り組んでいます。

【SDGsとは】

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット（個別目標）で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



各種支援に向けた取組み

2025年度は、災害支援等への対応を行いました。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

自然災害への融資

- 東日本大震災によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保)
- 令和6年能登半島地震によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 低気圧と前線による大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- トカラ列島近海を震源とする地震によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年台風第8号によりご本人またはご家族が被災された方々に、台風被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波によりご本人またはご家族が被災された方々に、津波被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年8月20日からの大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年台風第12号によりご本人またはご家族が被災された方々に、台風被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年9月2日からの大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年台風第15号等によりご本人またはご家族が被災された方々に、台風被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年9月12日からの大雨によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雨被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年台風第22号によりご本人またはご家族が被災された方々に、台風被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災によりご本人またはご家族が被災された方々に、火災被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和7年青森県東方沖を震源とする地震によりご本人またはご家族が被災された方々に、地震被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)
- 令和8年1月21日からの大雪によりご本人またはご家族が被災された方々に、大雪被害等の復旧に要する費用として、2027年3月31日までご利用いただいています。(無担保・有担保)

社会的責任と貢献活動 ～人々が喜びをもって共生できる社会の実現をめざして～

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めた「ろうきんの理念」を具体的に実現するために、地域社会への貢献活動や地域・社会により良い資金を循環させる活動を行っています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

NPOとの協働

当金庫は、NPOをはじめ非営利団体との協働・パートナーシップを通じて地域の社会課題の解決に努めます。

「推しのNPOプロジェクト」の始動

本制度は、当金庫の各営業店と支店推進委員会が、応援したい子ども・子育て支援団体(推しのNPO)を選び、その団体への寄付金の贈呈やその他の連携を通して各地域での子ども・子育てを応援する取り組みです。寄付金額は、当金

庫と会員の連携による「働く人のための行動」の「1年間の行動量」によって決定されます。(10万円～20万円)

働く人のための行動が、地域の子ども・子育て環境の充実など、誰もが生活しやすい地域づくりに繋がる仕組みです。

2025年度は、会員の皆さまのご理解とご協力により、すべての「推しのNPO」51団体に対して、上限である20万円を寄付することができました。

店名	「推しのNPO」団体名	活動概要
大津支店	NPO法人こどもソーシャルワークセンター	しんどさを抱えるこども若者の居場所支援
彦根支店	Hot Hot ～ほどこ～	リユースと食事で子育て支援
草津支店	認定NPO法人びわこ豊穡の郷	琵琶湖南湖にある赤野井湾の水環境保全
八日市支店	八日市おかえり食堂	こどもの居場所活動
長浜支店	NPO法人わっか	こども若者の居場所づくり
水口支店	NPO法人さんまクラブ	子どもの「居場所」づくり
奈良支店	NPO法人奈良情熱学校	親子の自己肯定感を高める子育て支援団体
高田支店	NPO法人子育て家庭保育看護協会	多胎家庭支援、居宅訪問型子育て支援
桜井支店	さくらい読書会 子ども読未知	絵本の朗読と読み聞かせボランティア
大和郡山支店	NPO法人せいじゅんたすけあいこども食堂	生きづらさを抱えたこども達への支援
京都支店	NPO法人山科醍醐こどものひろば	児童福祉
長岡支店	スマイルプレイス (for every child & parent)	地域子育て支援(親子の居場所づくり)
伏見支店	NPO法人そらいろプロジェクト京都	障がいのある子ども達や高齢者の笑顔のため活動
宇治支店	NPO法人アジール舎	子どもの発達支援と相談事業
福知山支店	NPO法人おひさまと風の子サロン	乳幼児をもつ親子の子育て支援
舞鶴支店	NPO法人よのなか塾	こどもの貧困、学習、就労支援
宮津出張所	一般社団法人 satoyamaにこちゃん	赤ちゃんから高齢の方まで誰もが「安らげる居場所づくり
亀岡支店	NPO法人 亀岡子育てネットワーク	子育て支援
富田林支店	NPO法人南河内こどもステーション	第3の居場所～みんなの広場づくり～
本店営業部	認定NPO法人ノーベル	子どもの急病時の訪問型病児保育支援
梅田支店	NPO法人ここ	フリースクール運営
堺支店	NPO法人 SAKAI子育てトライアングル	子育て支援活動、子育て・子育て応援者のネットワークづくり
高槻支店	NPO法人エスピーロー	小児がんの子ども支援
大正支店	NPO法人寺子屋ひゅっげ	こどものてらこや(こどもの居場所づくり)
守口支店	NPO法人門真市手をつなぐ育成会	知的・発達障がいへの合理的配慮の理解啓発
天王寺支店	認定NPO法人CPAO	生活困窮世帯の子どもを中心とした親丸ごとの生活支援など
東大阪支店	NPO法人チェンジングライフ	住居を失った子どもの自立支援
岸和田支店	NPO法人ここからKit	親支援や子ども支援
枚方支店	NPO法人子育てネットくるみの会	妊娠から産前産後の子育て支援
豊中支店	NPO法人子育て子育て応援さんえんじえる	子どもの居場所、食堂事業、不登校支援
吹田支店	吹田子ども支援センター	不登校・発達障がい・貧困家庭の親子を支援
八尾支店	NPO法人KARALIN	子ども、人権・平和、男女共同参画
天下茶屋支店	わが町にしなり子育てネット	いつでも どこでも みんなで子育て
大阪中央支店	NPO法人フォロ	不登校、フリースクール・親の会、居場所
和歌山支店	NPO法人子どもの生活支援ネットワークこ・はうす	子ども食堂・居場所づくり、子育て支援
御坊支店	NPO法人オーシャンズ	学童保育の運営
新宮支店	NPO法人near	医療的ケア児者や重症心身障がい児者と家族の地域共生支援
田辺支店	認定NPO法人ころん	子どもの地域生活支援
橋本支店	つくるがっこう イホルラ舎	フリースクールの運営(不登校支援)

有田支店	NPO法人わいがや娘の会	子育て支援
神戸支店	NPO法人放課後学習ボランティア支援の会	小学校の教室での放課後学習教室の運営
洲本支店	認定NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路(SODA)	不登校・ひきこもり支援や居場所、仕事づくり
尼崎支店	NPO法人サニーサイド	孤立しないこそだて支援
伊丹支店	からふるいたみ☆こどもネットワーク	子育て、不登校、親の会などの活動支援
西宮支店	パレット	子どもと家族の支援活動
東播加古川支店	NPO法人わかば福祉会 わかば学園	就労継続支援B型
姫路支店	NPO法人スローソサエティ協会	自然の循環を大切にしたいコミュニティづくり
相生支店	地域で作るこどもの居場所 子ども食堂 かれーやさん	子どもの居場所づくり
但馬支店	NPO法人コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク「ドーナツの会」	不登校・ひきこもり支援 ドーナツこども食堂の運営
明石支店	NPO法人おーえんくらぶ	子育て支援
北播支店	フリースペース S-BASE	不登校支援

「NPOパートナーシップ制度」の取組み

本制度は、近畿2府4県のNPO支援センターとの協働により「近畿ろうきん利用者」と「NPO」を、ボランティア支援を通してつなぐことで地域貢献をめざす制度として、2000年度からスタートしました。

2025年度は、「働く人と子どもの明日を応援～人が人を支えるつながりづくり～」を主なテーマとし、NPOの活動を進める人、支援する人、困っている人との「つながり」を育みながら、SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」社会づくりに向けて取組みを進めました。2025年度に各NPO支援センターと協働して実施した取組みは以下のとおりです。(のべ1,299名参加)

支援センター	開催日	取組み内容	参加人数
しがNPOセンター	6/20	災害時の子ども支援のコーディネーションとは	12
	9/19	避難所での乳幼児支援	14
	12/11	学校と連携して進める防災活動	12
市民活動サークルえん	6/14	まだ使えるけど使わないもの同士を交換し合う物々交換型マーケット[わらしべinベルスステージ]の開催	38
	12/10		154
	3/21		236
きょうとNPOセンター	10/18	「ひと声かけて支え合う」10年を振り返り、支援のこれからを展望する	60
	11/2	しない、させない、見過ごさない-DVの予防教育と防止対策-	63
大阪ボランティア協会	10/18	子育て世代のための防災セミナー	28
	2/1	親子がつどう居場所を運営する人のための防災セミナー	28
	2/28	障がいがあるこどもや医療的ケア児と家族、支援者のための防災セミナー	42
わかやまNPOセンター	7/19	子育てママ・パパにぜひ聞いてほしい マネープラン講座	10
	9/1		11
	9/8		10
	12/7		3
	12/17		5
シンフォニー	10月～3月	異文化コミュニケーション「こどもの居場所づくり」(みんなの先生養成講座)	212
	7月～3月	異文化コミュニケーション「こどもの居場所づくり」(学習支援)	176
コミュニティ・サポートセンター神戸	8/22	居場所×企業 協創イベント「ごちゃまぜかふぇストワイライト交流会」	57
	2/21	居場所サミットin神戸～地域が笑顔に 社員もやる気に その協創のリアルを探る～	70
全体セミナー	3/20	より暮らしやすい地域社会へ 立場を越えて考える 地域が「ツナガル」未来をつくる	58



しない、させない、見過ごさない
-DVの予防教育と防止対策-
(きょうとNPOセンター)



学校と連携して進める防災活動
(しがNPOセンター)



より暮らしやすい地域社会へ 立場を越えて
考える 地域が「ツナガル」未来をつくる
(全体セミナー：コミュニティ・サポートセン
ター神戸)

「エイブル・アートSDGsプロジェクト2025 ～ ARTS in CO-OP～」の開催

「エイブル・アートSDGsプロジェクト」は、障がいのある人の芸術活動を支援する取組みとして2000年度から開催してきた「エイブル・アート近畿 ひと・アート・まち」を引き継ぎ、2020年度よりスタートしたプロジェクトです。地域でSDGsの課題に向き合う取組みを「アートの視点からエンパワメントする」ことを通して、「誰一人取り残さない」社会づくりに寄与することをめざしています。



オープニングセレモニーの様子



展示の様子



展示の様子

2025年度は「ARTS in CO-OP ～生活とアートの協同～」をテーマに、兵庫県生活協同組合連合会、生活協同組合コープこうべ、ひょうご障害者芸術文化活動支援センター、社会福祉法人木の芽福祉会、たんぼぼの家との連携で開催しました。障がいのあるアーティストが、コープこうべの店舗（コープシア）を見学し、心に留まったそこで働くヒトやモノをアート作品に仕上げて、コープの店舗全体を使って展示しました。来場者からは「とても楽しかった。」「生協らしい取組みで感動した。」「生活の中から生まれたアートを生活の中で楽しむ」機会となりました。

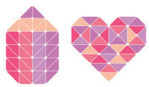
教育ローン de 子育て応援プロジェクト (近畿ろうきんNPOアワード)

2006年度から教育ローンの利用に応じて、地域の子育て支援活動を行うNPOを助成する「NPOアワード」を実施しています。2024年度(助成は2025年度)までのべ204団体に総額4,506万円の助成金をお届けすることができました。

2025年度は62団体から応募があり、その中から9団体が受賞され、総額210万円の助成金をお届けしました。

なお、本プロジェクトは、「教育ローンのご利用が地域の子育て応援の助成金になるという仕組みが、社会をより良く変えるためのデザイン」として評価され、2023年度グッドデザイン賞を受賞しました。

GOOD
DESIGN



教育ローン
子育て応援
プロジェクト

【2025年度 50万円コース 受賞団体(助成額 50万円)】

NPO法人ファザリング・ジャパン関西

(受賞プログラム)

父親が繋がり学ぶ「井戸端コミュニティ」を核とした家庭自走化と子育て支援事業

“家庭自走化”の実現を目的とした、父親コミュニティ主導型の包括的子育て支援



NPO法人みらいず2

(受賞プログラム)

体験を通じて生活スキルを育む、子どもの自立支援プログラム

家事や金銭管理、対人関係などの体験により、生活スキルを身につける機会の提供



NPO法人コミュニティ・スペースsacula

(受賞プログラム)

地域団体と育む子ども若者の体験格差解消や自己実現の場づくり地域資源を活用し、子ども若者やその家族と地域のつながりづくりをめざすイベントの実施



地域とのネットワークを広げる取組み

地域にアンテナをはり、そこに登場する多様なステークホルダー（関係者）とのネットワークを広げることで、当金庫の魅力を幅広く発信するとともに、地域社会への貢献に努めています。

地域に広がる共生活動

地域の皆さまとの交流を大切に、営業店等を通じた取組みを行っており、共生活動は地域に大きな広がりを見せています。

◆梅田支店

社会体験が不足しがちな不登校の子どもたちに対して、会員や会員企業との連携により社会見学を実施しました。



◆西宮支店

西宮市内の小学校で、金融リテラシー教育に取り組みました。



近畿ろうきん役職員による子どもの笑顔 支援カンパ「スマイル500」の取組み

当金庫では、震災をはじめ病気や事故等のさまざまな理由から親を亡くし、遺児となった子どもたちや、貧困で十分な食事をとることができない子どもたちへの支援活動として1999年度より「スマイル500」を職員労組と共同で実施しています。

「スマイル500」は、毎月500円を希望者の給与より控除し、支援先団体に届ける活動で、2025年度は総額625万円（取組み開始から累計1億8千4百35万円）の支援金を「あしなが育英会」、「ふーどばんくOSAKA」、「フードバンク関西」、「フードバンクびわ湖」、「フードバンク奈良」、「セカンドハーベスト京都」、「フードバンク和歌山」の団体にお届けしました。

グッドマナーの循環による地域社会のサポート

当金庫では、設立から一貫して培ってきた「働く人のお金は、働く人の暮らしを支え合うために循環させる」という考え方に基づき、地域の課題解決に取り組むNPO法人や社会福祉法人等に、金融機関の機能を活かした資金循環をすすめることで、すべての勤労者が安心して暮らせる社会づくりをめざしています。

NPO事業サポートローン

「融資」という金融機関本来の業務を通じて、NPO法人や社会福祉法人の運転資金・設備資金など、社会的な事業資金ニーズをサポートしています。

2026年3月末までの融資合計は、637件152億58百万円になりました。（内訳：NPO法人462件56億49百万円、生協35件21億34百万円、社会福祉法人等140件74億74百万円）

*上記の融資には、「障害者市民活動支援融資制度」を含んでいます。



障害者市民活動支援融資制度「ゆめのたね」

阪神・淡路大震災を機に、認定NPO法人ゆめ風基金へ全国から寄せられた資金の一部を、当金庫に預け入れて包括的な保証の仕組みを創ることにより、当法人与当金庫が協力し、融資を通して「障害者市民(*)」の活動を進めるNPO法人や社会福祉法人を応援する融資制度です。

地域で地道に「障害者市民」の活動を行っているNPO法人・社会福祉法人から高い関心をいただき、着実に浸透しています。2026年3月末までの融資合計は、63件2億33百万円になります。

*障がいのある人も他の市民と同じ社会を構成する一員であることを示すために、認定NPO法人ゆめ風基金では「障害者市民」と呼んでいます。

近畿ろうきんNPO寄付システム

預金口座からの自動振替機能を活用して、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。本制度では口座振替に関わる手数料を免除いたします。

近畿圏にある18団体を寄付先の「紹介NPO」として会員組合員・市民の皆さまに紹介し、預金者からの寄付を口座振替で定期的に行うことのできる仕組みになっています。

2025年1月から12月までの寄付額の総額は、約117万円になります。

社会貢献預金（笑顔プラス）の取り組み

社会貢献預金（笑顔プラス）は、預金者の寄付負担（金利引下げ分の利息相当額）と当金庫の拠出金を各寄付先団体（地区別と近畿共通）に寄付する仕組みの預金で、毎年4月から翌年3月までの期間で利息相当額を算出し、寄付金額を確定しています。

社会貢献預金（笑顔プラス）の趣旨・取組みに共感いただき、当金庫をご利用いただいている会員や組合員、市民の皆さまより、多くのご預金を結集いただきました。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

地区別の残高

2026年3月末の社会貢献預金（笑顔プラス）預金残高は、142億38百万円となりました。各地区別の残高は以下のとおりです。

地区	総件数	総残高(百万円)	個人		団体	
			件数	残高(百万円)	件数	残高(百万円)
滋賀地区	1,763	985	1,582	102	181	883
奈良地区	544	765	410	161	134	603
京都地区	2,962	2,462	2,324	355	638	2,107
大阪地区	3,118	6,370	2,368	296	750	6,073
和歌山地区	991	948	819	207	172	740
兵庫地区	7,680	2,706	7,113	340	567	2,365
金庫計	17,058	14,238	14,616	1,464	2,442	12,773

2025年度の寄付金の贈呈

2025年度の預金者の寄付負担（金利引下げ分の利息相当額）と当金庫からの拠出金の合計16,199,974円について、各寄付先団体へ当金庫より寄付しました。各寄付先団体は以下のとおりです。

寄付金額は、地区別団体で1団体当たり1,227,498円、近畿共通団体で1団体当たり1,962,497円となりました。

区分	寄付先団体	活動概要
地区別団体	滋賀	国際湖沼環境委員会
	奈良	春日山原始林を未来へつなぐ会
	京都	京都丹波・丹後ネットワーク
		山科醍醐こどものひろば
	大阪	ここ
		いくの学園
		日常生活支援ネットワーク
	和歌山	わかやまNPOセンター
	兵庫	あしなが育英会
		CODE海外災害援助市民センター
近畿共通団体	日本災害救援ボランティアネットワーク	災害救援・防災
	関西NGO協議会	国際協力

「社会貢献プロジェクト・笑顔プラス」 各プログラムの実施

「社会貢献プロジェクト・笑顔プラス」は、社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付金を活用したプログラム、および社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOが企画・実施するプログラムやシンポジウム等を軸とし、当金庫の共生事業とリンクさせながら展開しました。

1. 会員労組・生協等での研修会・学習会

会員労組・生協等で開催される研修会・学習会に社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOから講師をお招きし、社会や地域の課題を知り、活動の裾野を広げる取組みを実施しました。(15回開催、のべ247名参加)

2. セミナー・シンポジウム

当金庫と社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等のNPOとの共催によるセミナー・シンポジウム等を6回開催し、のべ3,800名の方が参加されました。



びわ湖まると親子セミナー
～地域から世界へ! ++つなげるエコ活++～



CODE寺子屋セミナー2025
～ウクライナ戦争から4年 ウクライナの今を聴く～

「生協との連携」の取組み

生協との連携強化は、当金庫・生協事業相互の事業基盤拡充に向けた重要な課題であり、協同組合運動を進める生協の皆さまとさまざまな取組みを進めています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

事業連携の提案と利用促進

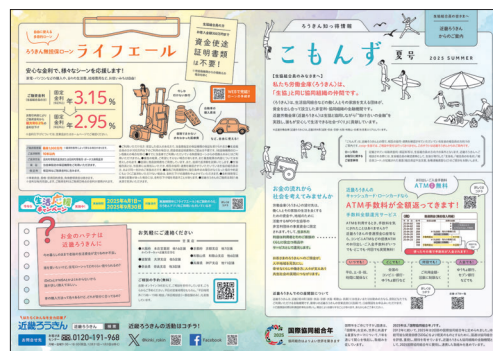
当金庫の資金・金融サービスの生協事業への活用促進をめざし、各府県の生協連合会の協力を得ながら、地域購買生協・医療福祉生協・高齢者生協等への利用提案を進めています。各生協との接点を広げることにより、8件の事業融資(2026年3月末)のご利用をいただいています。

「緊急災害対策等相互支援に係る基本協定」を2013年11月に市民生活協同組合ならこぽと、また、2018年7月に滋賀県生活協同組合連合会と締結しましたが、今後、他の生協や府県生協連との協定締結を通して、大規模自然災害への備えを協同組合間協同の立場より進めていきます。

生協組合員のろうきん利用

当金庫の営業エリア内で事業を行う30の地域購買生協、学校生協、共済生協、および医療福祉生協と、生協組合員の当金庫利用について確認を行い、生協を通じて生協組合員向け情報紙「ろうきん知っ得情報「こもんず」」の配布を進めています。紙面では当金庫の各種ご案内を行うとともに、「教えて! 暮らしのアドバイス(NPO法人消費者支援機構関西: KC's企画・監修)」のコーナーを設置し、消費者被害防止の取組みとして、事例や解決方法を掲載しています。

また、当金庫ホームページの「生協組合員コーナー」や、融資のWEB申込み制度の充実等により、より多くの生協組合員の皆さまにご利用いただけるよう取り組んでいます。

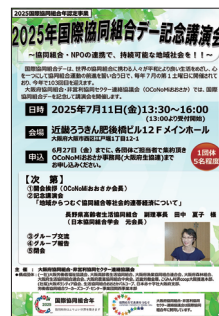


ろうきん知っ得情報「こもんず」

府県の生協連等との連携促進

各府県の生協連等との協働等を通して、一層の協同組合間連携の強化に向けた取組みを進めました。

兵庫県生活協同組合連合会や近畿地区生協府県連協議会への参画のほか、大阪府生活協同組合連合会と連携して2020年7月に設立した「大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会」（愛称：OCoNoMi おおさか）に参画し、協同組合・NPOと連携した取組みを進めました。



「2025年国際協同組合デー記念講演会」
(大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会)

生協との協同連携・地域貢献等の取組み

生協との協同連携の強化により、相互の認知度を高めるため、以下の取組みを実施しました。

- ① 2025年4月～2026年3月、生協が買物困難者対策として実施する移動販売車への広告協力(ならこープ)。
- ② 2025年4月～、摂南大学寄附講座を大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会の主催で実施。
- ③ 2025年6月、公益財団法人コープともしびボランティア振興財団の評議会へ評議員として参加。
- ④ 2025年7月、2025年国際協同組合デー記念講演会を大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会の主催で開催。
- ⑤ 2025年9月～、関西大学寄附講座を大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会の主催で実施。
- ⑥ 2025年10月、生活クラブ生活協同組合都市生活主催の「生活クラブ生協祭あいたくて」に出展。
- ⑦ 2025年10月、生活クラブ生活協同組合大阪主催の「生活クラブ生協フェスタ」に出展。
- ⑧ 2025年10月、兵庫県生活協同組合連合会主催の生協大会に出展。
- ⑨ 2025年10月、「びわ湖まると親子セミナー」に、滋賀県生活協同組合連合会が後援。
- ⑩ 2025年11月、大阪府生活協同組合連合会主催の生協大会に出展。
- ⑪ 2026年2月、ワン・ワールド・フェスティバルに、大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会として出展。
- ⑫ 2026年2月、公益財団法人コープともしびボランティア振興財団の助成金審査委員会へ審査委員として参加。

生協での近畿ろうきん講座の開催

各生協の組合員活動のなかで、社会貢献預金(笑顔プラス)の寄付先団体等を講師とする学習会や当金庫職員による資産運用セミナーが5生協で16回開催され、のべ283名の組合員が参加されました。

環境への取り組み

地球規模で深刻化する環境問題を抜本的に解決し、持続可能な循環型社会を構築するため、企業は環境保全に配慮した活動を行う必要があります。当金庫もさまざまな取組みを通じて、環境負荷の低減や職員の環境意識の啓発に努めています。



(SDGsの17のゴールとの関わり)

具体的な取組み

「21世紀金融行動原則」への署名

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」(以下、金融行動原則という)に署名しています。

金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011年に策定された初版原則の意志を受け継ぎ、10年間の外部環境変化を踏まえるとともに、さらにその先を見据え、2022年に新たな原則として見直されました。

当金庫では、持続可能な社会の形成に向けた金融機関としての責任と役割を果たすため、金融行動原則の趣旨にもとづく取組みを推進しています。

【持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(7つの原則)】

【原則1】基本姿勢

持続可能な社会の形成のために、私たち金融機関自らが果たす責任と役割を認識の上、環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出や、ネガティブインパクトの緩和を目指し、それぞれの事業を通じて最善の取組みを率先して実践する。

【原則2】持続可能なグローバル社会への貢献

社会の着実で公正なトランジションに向けて、イノベーションを通じた産業や事業の創出・発展に資する金融商品やサービスを開発・提供し、持続可能なグローバル社会の形成をリードする。

【原則3】持続可能な地域社会形成への貢献

地域特性を踏まえた環境・社会・経済における課題解決をサポートし、地域の包摂性とレジリエンスの向上を通じて、持続可能な地域社会の形成をリードする。

【原則4】人材育成

金融機関における人的資本の重要性を認識し、環境や社会の問題に対して自ら考え、行動を起こすことのできる人材の育成を行う。

【原則5】多様なステークホルダーとの連携

持続可能な社会の形成には、私たち金融機関をはじめ、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに参画するだけでなく主体的な役割を担う。

【原則6】持続可能なサプライチェーン構築

気候変動・生物多様性等の環境問題や人権をはじめとする社会課題に積極的に取り組むとともに、投資先を含む取引先等との建設的なエンゲージメントを通じて、持続可能なサプライチェーンの構築を図る。

【原則7】情報開示

社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識し、国内外の動向と開示フレームワークを踏まえ、取組みを広くステークホルダーに情報開示するとともに不断の改善を行う。

環境保全の取組み

ネクタイ・上着着用の通年自由化を実施

企業の社会的責任(CSR)の見地から、省エネルギー推進に向けた取組みの一環として、役職員のネクタイ・上着着用の通年自由化を実施しています。

ペットボトル・キャップのリサイクルへの協力

当金庫では淡海フィランソロピーネット(滋賀県内に拠点を置く企業・団体の社会貢献活動のネットワーク)が進める「ペットボトルキャップリサイクル事業」に参画し、ペットボトルのキャップ回収に協力しています。

近畿ろうきん環境宣言

基本理念

近畿ろうきんは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであることを認識し、持続可能な社会づくりに貢献するため、事業活動を通じて環境問題に取り組みます。

方針

1. 環境に配慮した取組みの継続的な実践
環境負荷の低減および環境保全の取組みを推進するための体制を整備し、目標設定、実行、評価、対策のサイクルを通じて、環境に配慮した事業活動を行い、継続的な改善に努めます。
2. 法規制等の遵守
環境に関連する法規制・条例等を遵守します。
3. 環境負荷低減の取組み
電力・ガス・紙の使用量削減により、省エネルギー・省資源の取組みを推進し、環境負荷の低減に努めます。
4. 事業活動を通じた環境保全
環境に配慮した商品・サービスを提供することにより、会員・組合員とともに、環境保全に取り組みます。
5. 地域への貢献
会員・NPO・行政・学識経験者等とのパートナーシップにもとづく、地域の環境保全活動に積極的に参加します。
6. 役職員への啓発と全員参加
環境宣言を全役職員へ周知するとともに、環境教育・啓発活動を推進することにより、役職員一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

2025年7月22日

職員の働きがい向上の取り組み

お客さまにより質の高い金融サービスを提供するため、職員の働きがい高める取り組みを進めています。

女性活躍推進の取り組み

当金庫は、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2024年11月に「プラチナえるぼしマーク」を取得しました。えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良である等の一定基準を満たした場合に、「プラチナえるぼし」認定となります。

今後も引き続き、「働きやすく、働きがいのある、安心して働き続けられる職場環境」を整備し、すべての職員が活躍できる組織づくりに取り組めます。

【2025年度 各種実績】

① 女性職員の割合

- ・ 職員に占める女性職員の割合 ……………45.1%
※通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常労働者に占める女性職員の割合
- ・ 係長職に占める女性職員の割合 ……………42.3%
- ・ 管理職に占める女性職員の割合 ……………25.5%

② 男女の平均勤続勤務年数の差異(正規職員)

職員	男性	女性	差異
平均継続勤務年数	18.0年	16.9年	1.1年



次世代育成支援の取り組み

当金庫は仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2024年12月に「プラチナくるみんマーク」を取得しました。くるみん認定企業のうち、仕事と子育ての両立に関する取り組みの実施状況が特に優良である等の一定基準を満たした場合に、「プラチナくるみん」認定となります。

今後も引き続き、「働きやすく、働きがいのある、安心して働き続けられる職場環境」を整備し、ワークライフバランスの実現に向けて取り組みます。

【2025年度 実績】

- ・ 育児休業等を取得した男性職員の割合 …………… 100%
- ・ 育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合 …… 107.6%



健康経営の取り組み

労働金庫は、役職員の健康増進への取り組みを戦略的な“投資”と位置づけ、生産性向上や医療費負担の削減、さらに成長性のある事業体として社会的価値の向上を目指す「健康経営」を推進するため、ろうきん業態全体の健康管理指針として、「労働金庫健康経営宣言」を策定しました。

「労働金庫健康経営宣言」

- ◆近畿労働金庫は、『働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関』として、その社会的使命と役割を果たすために、職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりを目指します。
- ◆近畿労働金庫は、職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりに向け、具体的な施策を積極的に推進します。
- ◆近畿労働金庫に働くすべての役職員並びにその家族は、ヘルスリテラシーの向上と健康な心身づくりを自律的に実践します。

2021年10月1日
近畿労働金庫

健康経営優良法人2026(大規模法人部門)の認定

当金庫は「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

なお、当金庫は2022年度から健康経営優良法人に認定されています。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門